

ガス事業民営化 先行事例 募集要項比較表

		自治体名	新潟県見附市 募集要項(2018年9月)	福井県福井市 募集要項(2018年5月)	石川県金沢市 募集要項(2020年10月)	宮城県仙台市 募集要項(2021年3月)	新潟県小千谷市 募集要項(2023年9月)
		(事業者からの提案価格)	38億円	67億円	232億円		32億円
		(選定事業者)	北陸ガス	福井都市ガス 構成員：関西電力(代表)、北陸電力、敦賀ガス	代表企業：北陸電力株式会社 構成員：東邦瓦斯株式会社、株式会社北國銀行、株式会社北國新聞社、松村物産株式会社、小松ガス株式会社 協力会社：米沢電気工事株式会社、北菱電興株式会社		北陸瓦斯株式会社
募集要項目次							
1. 譲渡対象となる事業の概要・譲渡価格等							
(1) 事業譲渡日							
(2) 譲渡対象資産等	譲渡資産	譲渡資産	2018年3月31日現在の固定資産(土地、建物、導管、機械装置等)及び流動資産の一部(現金・預金は除く。)	2020年3月31日現在の固定資産(土地、建物、導管、機械装置等)及び流動資産の一部(現金・預金は除く。)	(2) 譲渡対象資産等 譲渡される資産等（以下「譲渡対象資産等」という。）は、16-3.に定める事業譲渡契約において明示されたもの（現金・預金、企業局庁舎等）を除く、本事業を構成する一切の資産等（事業譲渡日時点で有効な契約等の権利義務を含む。）とする（別紙 1 に記載の資産を含むがこれに限らない。）。なお、事業譲渡契約で別途定める場合を除き、金沢市ガス事業特別会計及び発電事業特別会計に計上されている企業債、未払金その他一切の負債は承継されない。 16-3.事業譲渡契約の締結 市は、優先交渉権者と諸条件の詳細について協議を行い、本事業を譲受する事業主体と定めて、事業譲受会社と事業譲渡仮契約を締結する。かかる仮契約は、本事業譲渡に関する議案が金沢市議会において可決されたときに成立し、本契約となる。 なお、事業譲渡契約に別段の定めがある場合を除き、令和 4 年 3 月20 日までに、一般ガス導管事業の譲渡につきガス事業法（昭和29年法律第51号）第42条第 1 項の規定に基づく経済産業大臣の認可が得られなかった場合、又は、河川法（昭和39年法律第167号）第34条第1項の規定に基づく河川管理者の承認が得られなかった場合には、事業譲渡契約は効力を失う。	・事業譲渡契約において明示されたもの（現金・預金、一部の不動産及び仙台エルピーガス株式会社の本市ガス局保有株式等）を除く、事業譲渡日において本市が保有し、本事業を構成する一切の資産を譲渡する（別紙1に記載の資産を含むがこれに限らない。）。 ・本市ガス局が保有している株式のうち、仙台ガスサービス株式会社、仙台ガスエンジニアリング株式会社、株式会社クリーンエナジー（以下「本市ガス局関係会社」という。）の株式については、事業譲受会社に譲渡する。 ・仙台市ガス事業会計に計上されている、本事業に係る負債は、企業債、退職給付引当金、特別修繕引当金、賞与引当金、法定福利費引当金及びその他負債の一部を除き、事業譲受会社に引き継ぐ。	令和 7 年 3 月31日現在の固定資産（土地、建物、導管、機械装置等）及び流動資産の一部。 譲渡予定の固定資産の内容については別紙 1 を参照のこと。ただし、一部のガス設備等の資産（別紙については譲渡せず、土地又は建物を賃貸し、又は使用許可を付与する。
(3) 譲渡価格	譲渡価格 ※流動資産を除く	譲渡価格 ※流動資産を除く	24億円以上	42億円以上	126億円以上	400億円以上	20億円以上
2. 参加資格		募集する法人	市が経営するガス事業(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項第7号に定める事業で市が経営する事業。以下「市ガス事業」という。)を承継する法人(以下「事業主体」という。)。なお、承継する市ガス事業は、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第2項に規定するガス小売事業(以下「ガス小売事業」という。))及び同条第5項に規定する一般ガス導管事業(以下「一般ガス導管事業」という。)とする。	市が経営するガス事業(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項第7号に定める事業で市が経営する事業。以下「市ガス事業」という。)を承継する法人(以下「事業主体」という。)。なお、承継する市ガス事業は、ガス事業法第2条第2項に規定するガス小売事業(同条第1項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものであって、一の団地内におけるガスの供給地点の数が70以上のもの(以下「簡易ガス事業」という。))を含む。)、同条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第 7 項に規定する特定ガス導管事業とする。	9.参加資格基準 本公募に参加する資格を有する者は、募集要項等並びに質問回答及び募集要項等に関連又は付随するものとして市が提示した一切の資料において定める全ての条件（以下「市提示条件」という。）の遵守を確保するとともに、市提示条件を満足した事業計画を自ら立案し遂行できる能力を示し、本事業譲渡を受けるための事業譲受会社を責任をもって設立しようとする法人又は法人のグループとする。	本公募では、本事業を譲り受ける会社（以下「事業譲受会社」という。）を仙台市内に新たに設立する法人を募集する。	市が経営するガス事業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第 2 条第 1 項第 7 号に定める事業で市が経営する事業。以下「市ガス事業」という。）を承継する法人（以下「事業主体」という。）。 なお、承継する市ガス事業は、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第 2 条第 2 項に規定するガス小売事業（以下「ガス小売事業」という。)) 及び同条第 5 項に規定する一般ガス導管事業（以下「一般ガス導管事業」という。）とする。
	応募資格 (定義)	応募資格 (定義)			9-1.応募者等を構成する各法人の定義 本事業譲渡の実施に関与する法人の定義は、以下のとおりである。なお、応募者を構成するにあたって代表企業は必須であるが、その他の法人は任意である。 (1) 代表企業 ①代表企業とは、応募者の責務を自らの責任と費用で最終的に引き受ける法人をいう。 ②代表企業は、他の応募者等に参加することはできない。 ③代表企業は、事業譲受会社を設立する際に最多数の議決権を保有しなければならない。 (2) 構成員 ①構成員とは、応募提案に参加し、かつ代表企業とともに応募者としての責務を果たす法人をいう。 ②構成員は、他の応募者等に参加することはできない。 ③構成員は、事業譲受会社を設立する際に議決権付株式を 1 株以上保有しなければならない。 (3) 特定協力会社 ①特定協力会社とは、9-4.に定める実績要件を満たす会社であって、事業譲受会社への出資はしないものの、応募者が本公募において行う事業提案の遂行に参加する法人をいう。 ②特定協力会社は、他の応募者等に参加することはできない。 (4) 協力会社 ①協力会社とは、応募提案に参加し、応募者が本公募において行う事業提案の遂行に必要な機能の一部を提供する法人をいう。 なお、9-4.に定める実績要件を満たす会社であって、事業譲受会社への出資はしない法人が、特定協力会社又は協力会社のいずれとなるかは、応募者が決定できるものとする。例えば、代表企業又は構成員により、9-4.(1)(2)の全ての要件が充足される場合であって、事業譲受会社に出資はしないが事業提案の遂行に参加しようとする別の法人も9-4.(1)又は(2)の要件を満たす時は、当該法人は必ずしも特定協力会社になる必要はない。 9-2.応募者について (1) 応募者の構成 応募者は、単独の法人（以下「応募企業」という。）又は複数の法人（代表企業、構成員、特定協力会社）によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とし、コンソーシアムを構成する法人をコンソーシアム構成員という。 (2) 応募者等 応募者及び協力会社を総称して応募者等という。 (3) 応募者の代表企業 コンソーシアムにおいては、代表企業を 1 者定めるとともに、代表企業はコンソーシアムを代表して本公募手続を行うものとする。単体企業による応募者は、応募企業が代表企業となる。なお、コンソーシアムを構成する代表企業以外の構成員及び特定協力会社は、委任状（様式は提案要領に定める。）により、本公募手続に係る権限を代表企業に委任する。	(1)法人の定義 本公募の実施に関与する法人の定義は以下のとおり。 ①構成員 本公募における応募者を構成し、事業譲受会社に出資する法人。 ②代表構成員 構成員のうち応募者の手続を自らの責任において代表して行う法人。 ただし、事業譲受会社の議決権の最大割合を保有することは要しない。 ③協力企業 構成員に該当するものではないが、応募者が本公募において行う事業提案の内容を遂行・実現するにあたり重要な機能を担う法人。 4 応募者について (2)応募者等について ・応募者は、単独の構成員、又は複数の構成員によって構成されるグループとする。 ・応募者と協力企業を総称して「応募者等」という。 なお、「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」第 8 条第 3 項に規定する「親会社」及び「子会社」並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する「関連会社」のことをいう。 ・資格審査（後述 6 (5)）書類の提出後、構成員の追加・離脱は認めない。また、協力企業の追加は認めるが、離脱は認めない。ただし、やむを得ない事情（会社の倒産など）が生じた場合で、本市と協議し、承諾を得た場合はこの限りではない。 ・事業譲受会社（本事業のうちガス小売事業と一般ガス導管事業を異なる法人で譲り受ける場合のその各法人を含む）は、応募者の構成員のみが出資して、仙台市内に新たに設立すること。（応募者の構成員のみによってその株式等（株式、新株予約権、新株予約権付社債その他の株式を取得できる権利をいう。）の全てが保有されていること。）。 また、持株会社方式により、ガス小売事業と一般ガス導管事業を異なる法人で譲り受ける場合は、持株会社については、応募者の構成員全員が出資して、仙台市内に新たに設立すること（持株会社の株式等の全てが、応募者の構成員全員によって保有されていること。）とし、各法人については、持株会社あるいは応募者の構成員のみが出資して、仙台市内に新たに設立すること（各法人の株式等の全てが、持株会社あるいは応募者の構成員のみによって保有されていること。）。	本事業譲渡に応募する者は、単独の法人（以下「応募者」という。）又は複数の法人で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であって、応募者又は応募グループの構成法人は次の(から8までの全てに該当するものであること。

	自治体名	新潟県見附市 募集要項(2018年9月)	福井県福井市 募集要項(2018年5月)	石川県金沢市 募集要項(2020年10月)	宮城県仙台市 募集要項(2021年3月)	新潟県小千谷市 募集要項(2023年9月)
応募資格 (重複参加)	応募資格 (重複参加)	(1)応募グループの構成員いずれかが、別の応募者(別の応募グループの構成員を含む。)として重複参加していないこと。	(1)応募グループの構成員いずれかが、別の応募者(別の応募グループの構成員を含む。)として重複参加していないこと。	(※上記参照)	4 応募者について (2)応募者等について ・応募者等の構成員、協力企業のいずれかが、他の応募者等へ重複して参加することは認めない。 ・応募者等の構成員、協力企業のいずれかと関係会社の関係にある法人は、他の応募者等に参加することはできない。	(1)複数の法人で構成されるグループで応募する場合は、構成員のうちグループを代表する法人（以下「代表企業」という。）を定め、応募手続を代表企業が行うこと。(2)応募グループの構成員のいずれかが、別の応募者（別の応募グループの構成員を含む。）として重複参加していないこと。
応募資格 (実績・認可)	応募資格 (実績・認可)	(2)応募者又は応募グループの場合はその構成員のうちいずれかが、ガス小売事業及び一般ガス導管事業の事業実績を有すること。	(2)応募者又は応募グループの構成員のいずれかが、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)による改正前のガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条に定める一般ガス事業の事業実績を有し、かつ現在、ガス事業法第2条第5項に定める一般ガス導管事業について経済産業大臣の許可を受けていること。	9-4.応募者に求められる要件 (1) 代表企業、構成員、特定協力会社のうち、いずれかの者は、一般ガス導管事業の実績を有すること。 (2) 代表企業、構成員、特定協力会社のうち、いずれかの者は、発電事業かつ水力発電設備の運営維持業務の実績を有すること。 (3) 代表企業又は構成員が、少なくとも一般ガス導管事業の実績又は発電事業かつ水力発電設備の運営維持業務の実績のいずれかを有すること。	(3)応募者等を構成する法人に求める資格 応募者等が以下に該当していること。 ①構成員のいずれかが、ガス事業法第2条第5項に定める一般ガス導管事業について経済産業大臣の許可を受けていること、又は同条第7項に定める特定ガス導管事業について経済産業大臣に届出をしていること。	(3)応募者又は応募グループの代表企業が、ガス小売事業及び一般ガス導管事業の事業実績を有すること。
応募資格 (税金滞納)	応募資格 (税金滞納)	(3)応募者又は応募グループの場合はその構成員全てが、国税及び地方税を滞納していないこと。	(4)応募者又は応募グループの構成員の全てについて、国税及び地方税を滞納していないこと。	(5) 法人税、消費税及び地方消費税、市町村税を滞納していないこと。	⑦直近営業年度の法人税、消費税及び地方消費税、仙台市税のいずれかを滞納していないこと。	(4)応募者又は応募グループの構成員全てが、国税及び地方税を滞納していないこと。
応募資格 (破産申立て・更生手続)	応募資格 (破産申立て・更生手続)	(4)応募者又は応募グループの場合はその構成員の全てにおいて、破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てがなされていないこと。	(5)応募者又は応募グループの構成員の全てについて、破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てがなされていないこと。	(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 9-3.応募者等を構成する法人に求める資格 応募者等を構成する法人は、以下の全てに該当していること。 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。	②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当するものでないこと。 ③会社更生法平成14年法律第154号に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。 ④民事再生法平成11年法律第225号に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。	(5)応募者又は応募グループの構成員の全てにおいて、破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てがなされていないこと。
応募資格 (指名停止)	応募資格 (指名停止)			(3) 資格審査申請書提出日から優先交渉権者決定の日までの期間に、金沢市入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けていないこと。	⑥仙台市の「有資格業者に対する指名停止に関する要綱」昭和60年10月29日市長決裁第2条第1項に規定する指名停止を現に受けていないこと。	
応募資格 (反社)	応募資格 (反社)	(5)応募者又は応募グループの場合はその構成員の全てにおいて、次の内容に該当しないこと。 ①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者 ②自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者 ③暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者 ④暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者 ⑤その役員(その支店又は営業所の代表者を含む。)が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者 (6)応募者又は応募グループの場合はその構成員の全てにおいて次の内容に該当する者が役員(その支店又は営業所の代表者を含む。)となっていないこと。 ①禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ②市において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ③暴力団員と認められる者 ④暴力団、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者 ⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者 ⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者	(6)応募者又は応募グループの構成員の全てについて、次の内容に該当しないこと。 ①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者 ②自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者 ③暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者 ④暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者 ⑤法人にあっては、その役員(その支店又は営業所の代表者を含む。以下(7)において同じ。)が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者 (7)応募者又は応募グループの構成員の全てについて、次の内容に該当する者が役員となっていないこと。 ①禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ②市において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ③暴力団員と認められる者 ④暴力団、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者 ⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者 ⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者	(4) 役員（役員として登記され、又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。	⑥仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる措置要件に該当しないこと。（ただし、別表中「有資格者」とあるのは「応募者等」と読み替えるものとする。	(6)応募者又は応募グループの構成員の全てにおいて、次の内容に該当しないこと。 ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。 ）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。 ）が経営に実質的に関与していると認められる者 ②自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者 ③暴力団員であると認められる者 ④暴力団又は暴力団員に対し、資金等を供給し、便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者 ⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者 (7)応募者又は応募グループの構成員の全てにおいて、次の内容に該当する者が役員その支店等の代表者を含む。となっていないこと。 ①禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ②市において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ③暴力団員と認められる者 ④暴力団、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者 ⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者 ⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者 ⑦自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
応募資格 (新会社設立)	応募資格 (新会社設立)	(7)応募者又は応募グループが新会社を設立して事業譲渡を受ける場合は、応募者又は応募グループが出資する新会社を本事業譲渡までに設立し、本事業譲渡を受ける事業主体とすること(新会社の株式等の全てが、応募者又は応募グループの構成員全員によって保有されること。)。当該新会社は市ガス事業のガス小売事業及び一般ガス導管事業を同一事業主体で承継すること。	(3)新会社を設立して事業主体とする場合、当該新会社に出資する者は、応募者又は応募グループの構成員のみであること(新会社の株式等の全てが、応募者又は応募グループの構成員全員によって保有されること。)。			(8)応募者又は応募グループが新会社を設立して事業譲渡を受ける場合は、応募者又は応募グループが出資する新会社を本事業譲渡までに設立し、本事業譲渡を受ける事業主体とすること。この場合、新会社の株式等の全てが応募者又は応募グループの構成員によって保有され、代表企業が新会社の議決権の最大割合を保有すること。また、当該新会社は、市ガス事業のガス小売事業及び一般ガス導管事業を同一事業主体で承継すること。

		自治体名	新潟県見附市 募集要項(2018年9月)	福井県福井市 募集要項(2018年5月)	石川県金沢市 募集要項(2020年10月)	宮城県仙台市 募集要項(2021年3月)	新潟県小千谷市 募集要項(2023年9月)
	応募資格 (その他)	応募資格 (その他)			(4) 応募者等の制限 次の者は応募者等を構成することはできない。また、最優秀提案者選定手続中において、選定委員会委員が退任した場合も、当該退任委員と応募者等の関係に対する以下の制限の効力は引き続き維持されるものとする。 ①選定委員会委員が属する法人（営利法人及び非営利法人） ②選定委員会委員が属する法人が営利法人である場合、当該法人の親会社及び子会社並びに当該法人と同一の親会社を持つ会社 ③選定委員会委員が属する法人が非営利法人である場合、当該法人に対して基本金の出捐等に加え役員2の派遣等を行っている法人 ④上記③の出捐等を行っている法人の親会社及び子会社並びに当該法人と同一の親会社を持つ会社 ⑤選定委員会委員の親族が役員を務める法人 ⑥公募アドバイザー ⑦上記①から⑤までに定める者を本公募に関連するアドバイザーに起用している者		
3. 基本条件		基本条件	事業主体は、2017年7月11日に見附市ガス事業評価委員会より示された答申内容を理解するとともに次の事項を履行、遵守しなければならない。	事業主体は、「福井市ガス事業のあり方検討委員会」の答申内容を理解するとともに、次の事項を履行、遵守しなければならないものとしす。		応募者等及び事業譲受会社は、民営化計画を十分に理解した上で、以下に示された基本条件を遵守するとともに、要請事項についてその実施に努めるものとする。	事業主体は、令和3年3月4日に小千谷市ガス事業のあり方検討委員会より示された答申内容を理解するとともに、次の事項を履行、遵守しなければならない。
(1) 安全・安心で安定した供給の確保		基本条件	①安全・保安・安定供給体制に関する事項 ・ガス小売事業及び一般ガス導管事業が連携・協力して運営することにより、業務の効率化を図り、現行のサービス水準、保安水準を維持・向上し安定的で安心できるガス供給に努めること。 ・将来にわたって安定した経営基盤による安定供給、保安の確保がなれること。 ・事業の円滑な譲り受けと、安全で安定したガスの供給維持が可能であること。 ・供給施設及び需要家の保安体制が現行水準を下回らないこと。 ・緊急事態に対応可能な保安体制が整備されていること。 ・災害時の迅速な対応と早期復旧体制が整備されていること。	(1)保安・災害時対応について ①ガスの製造・供給設備、消費機器の保安水準の維持・向上を図ること。 ②現在の市ガス導管耐震化計画を考慮し、災害に強いガス導管網を整備すること。 ③ガス導管以外のガス関係設備(製造、供給設備等)を適切に維持・更新すること。 ④災害時等の緊急事態に対応できる保安体制を整備(人、物、知識・経験)すること。	5-1. 安定供給・保安の確保に関する要件 (1) 事業譲受会社は、事業継続計画（BCP計画）を立案し、ホームページ等で市民に公開すること。 (2) 事業譲受会社は、災害時・緊急時においても、市の上下水道事業等との連携を図ること。	1)保安水準の確保 事業譲受会社は、本市ガス局が現在届出等を行っている諸規程等を基本として、本事業の保安水準を確保できる内容・体制を構築すること。 【本市ガス局が届出等を行っている主な規程等】 ・仙台市ガス保安規程 ・仙台市ガス保安業務規程 ・仙台市ガス託送供給約款（小売託送、連結託送） ・仙台市ガス最終保障供給約款 ・仙台市自家用電気工作物保安規程	①安全・保安・安定供給体制に関する事項 ・ガス小売事業及び一般ガス導管事業が連携・協力して運営することにより業務の効率化を図り、現行のサービス水準、耐震化対応を含めた保安水準を維持・向上し、安定的で安心できるガス供給に努めること。 ・将来にわたって安定した経営基盤による安定供給、保安の確保がなれること。 ・事業の円滑な譲受と、安全で安定したガスの供給維持が可能であること。 ・供給施設及び需要家の保安体制が現行水準を下回らないこと。 ・緊急事態に対応可能な保安体制が整備されていること。 ・災害時の迅速な対応と、市の関連部署との連携も含めた早期復旧体制が整備されていること。
(2) お客様へのサービス内容と満足度の向上		基本条件	②顧客サービスに関する事項・ガス料金は、原料ガス卸価格(事業者間精算料金を含む。ただし、現行のガス事業法関係法令の改正等がない場合に限り。)の上昇による影響を除いて、少なくとも3年間は、ガス料金が現行の水準を上回らないようにすること。ただし、経済情勢が著しく変化した場合にはこの限りでない。 ・ガス小売事業及び一般ガス導管事業が連携・協力し、公営企業ではできなかった多様なサービスを提供することにより、お客様の利便性向上を目指すこと。 ・営業所又はお客様窓口等を市内に開設し、お客様サービスに万全を期すこと。	(2)料金・お客様サービスについて ①ガス料金は、原料費調整制度による価格変動分を除き、当分の間、現行の料金水準を上回らないようにすること(簡易ガス料金を含む。)。 ②公営事業者では提供が難しいサービスの新規提供等、ガス小売全面自由化による多様なサービスを提供することにより、お客様の満足度の向上に努めること。 ③積極的できめ細かな地域密着の営業展開を図り、都市ガス普及率の向上や機器販売促進に努めること。 ④現在、市で開催しているガス展やガス器具特別販売セール等のイベントを継続すること。 ⑤ガス器具の販売・リース・修繕・保守・点検等のサービスの維持とそれに係るお客様負担の維持及び低廉化を図ること。 ⑦都市ガス用警報器の貸出しサービスを継続すること。	5-2.料金・サービスに関する要件 (1) 事業譲受会社は、ガス事業及び電力事業の一体的な経営を通じて、新たなサービスを提供するとともに、その他地方公営企業ではできなかった多様なサービスを提供すること。 (2) 事業譲受会社は、電力小売等による地産地消プランを導入すること。 (3) ガス料金は、原料費調整制度による価格変動や事業譲受会社の責めに帰することができない事由による場合を除き、少なくとも事業譲渡日以後5年間、事業譲渡日前日の料金水準を上回らないようにすること。	3)サービス水準について 事業譲受会社は、本市ガス局が現在実施しているサービスを基本として、同程度以上のサービス水準を維持すること。 【本市ガス局が現在実施しているサービス例】 ・お客さまセンターによる問い合わせ対応 ・開閉栓などのインターネットによる申込受付 ・料金支払方法の多様化 4)ガス料金について ガス料金（大口供給契約に基づき定めたものを除く。）は、原料費調整制度による価格変動や事業譲受会社の責めに帰することができない事由による場合を除き、事業譲渡日以後5年間、事業譲渡日前日の料金水準を上回らないこと。	②顧客サービスに関する事項 ・ガス料金は、原料ガス卸価格（事業者間精算料金を含む。ただし、現行のガス事業法その他関係法令の改正等がない場合に限り。）の上昇による影響を除いて、少なくとも3年間はガス料金が現行の水準を上回らないようにすること。ただし、経済情勢が著しく変化した場合にはこの限りでない。 ・ガス料金メニューは、現行の市の料金メニューのレベルを下回らず、小千谷市の地域特性・気候等を踏まえたものとする。 ・ガス小売事業及び一般ガス導管事業が連携・協力し、公営企業ではできなかった多様なサービスを提供することにより、お客様の利便性向上を目指すこと。 ・職員の常駐する営業所又はお客様窓口等を市内に開設し、お客様サービスに万全を期すこと。
		要請事項	④市民に対する利便性の確保について 市民からの問い合わせ等に対応できる窓口の設置等、サービス体制を強化し、現状の利便性を向上させること。	⑤お客様に対する利便性の確保について お客様からの相談等に対応できる窓口の設置等、サービス体制を強化し、現状の利便性を更に向上させること。		1)サービス水準について ・事業譲受会社は、仙台圏域のお客さまが自由化の恩恵を享受できるよう、サービスの多様化、質の向上に努めること。 ・例として、他地域において見られる電気とガスのセット販売や、通信・セキュリティサービス等の生活関連サービスを組み合わせた新たなサービスの提供などが想定される。	⑤市民に対する利便性の確保について 年間を通じて市民からの問合せ等に対応できる窓口の設置等、サービス体制を強化し、現状より利便性を向上させること。
(3) 公益性及び安定した経営基盤の確保		基本条件	⑤経営に関する事項 ・公益事業者として健全な事業運営を維持できる安定した経営基盤を有すること。	(4)経営基盤について ①市の都市ガス事業及び簡易ガス事業を承継できる技術力を有するとともに、安定供給について信頼できる事業実績を有していること。 ②市民が信頼できる経営基盤(財政、人管理体制等)・経営能力・事業実績を有するとともに、将来にわたって安定した経営基盤を維持すること。			⑤経営に関する事項 ・公益事業者として健全な事業運営を維持できる安定した経営基盤を有すること。
(4) 人材の確保・育成による技術継承と経営体制の確立		基本条件		(5)人材育成について ①専門的人材(技術職、営業職)を継続的・安定的に育成すること。		2)有資格者の配置 ガス事業法上のガス主任技術者及び保安業務監督者、電気事業法（昭和39年法律第170号）上の電気主任技術者、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく防火管理者等、本事業に適用のある関連法令等に従い、本事業を運営するうえで必要となる全ての有資格者を事業譲受会社においてまかない、配置すること。	

		自治体名	新潟県見附市 募集要項(2018年9月)	福井県福井市 募集要項(2018年5月)	石川県金沢市 募集要項(2020年10月)	宮城県仙台市 募集要項(2021年3月)	新潟県小千谷市 募集要項(2023年9月)
(5) 地域経済の活性化		基本条件	③地域連携及びパートナーシップ ・市が進める一連の地域創生施策との連携・協力を図れるパートナーシップの構築が可能で将来にわたり市・市民・都市ガスのお客様にメリットをもたらすこと。 ・市及び市民と一体となって、協働によるまちづくりを推進する事業活動に努めること。 ・事業活動を通じて、地域産業の活性化、雇用の創出等が図られること。	(3)地域経済への影響について ①市のガス本管工事業者、ガス供給施設工事公認業者、簡易内管施工登録店及びガスサービスショップ等のガス工事・器具販売関係業者(以下、「地元のガス関係企業等」という。))について、譲渡後も事業が継続できるよう、市が現在付与している資格を引き続き付与するなどの措置を講じること。また、地元のガス関係企業等の活用等に配慮し、保安やお客様サービスの向上に努めること。 ②保安体制の維持を図るため、市ガス事業運営の主要業務であるガスの保安点検・製造業務、検針・料金徴収業務等について、現在の委託業者の活用等の適正な配慮を行うこと。 ③その他のガス事業関係業務や工事の発注についても市内業者を優先するよう配慮すること。 ④地域雇用へ配慮することとし、地域の発展を促す事業の展開に努めること。 ⑤市内に承継した市ガス事業の拠点を設置し、保安体制及びサービスに万全を期すること。	5-3.地域経済の活性化に関する要件 (1) 優先交渉権者は、事業譲受会社として新たに株式会社を設立し、本店所在地は金沢市内に置くこと。 (2) 事業譲受会社は、お客さまの利便性及び地域経済の発展という面から、金沢市認定ガス工事が引き続き事業を行えるよう、ガス工事人として認定すること。 (3) 事業譲受会社は、技術力を有する本市内の事業者との連携を引き続き図ること。	5)地域経済活性化について ・事業譲受会社の本社を仙台市内に新たに設置すること。	③地域連携に関する事項 ・市が進める重点施策において相互協力関係の構築が可能で、将来にわたり市・市民・都市ガスのお客様にメリットをもたらすこと。 ・事業活動を通じて、地域産業の活性化、雇用の創出等が図られること。
		要請事項	②地域貢献、地元雇用について 地元事業者の活用や、委託業務等を通じて地元雇用を維持・拡大すること。	②地域貢献、地元雇用について 保安の確保の面から、市ガス事業がその事業遂行において行ってきた地元事業者の活用や地元雇用を維持・拡大するように努めること。	(1) 事業譲受会社は、事業活動を通じて、地域雇用の促進・地域産業の活性化に努めること。	2)地域経済活性化について ・利益を地域に還元させることにより、地域経済の発展を牽引すること。 ・若者も含めた人材を地元から継続的に雇用するなど、新たな雇用の創出に努めること。 ・地域の関連事業者との連携を、事業譲受後も引き続き図るとともに、サービスの多様化に当たっても取引機会の拡大に努めること。 ・地域に根ざした企業活動を通じて、地域社会の持続的な発展に貢献すること。 ・事業譲受会社による本事業の運営を通じて、仙台圏域の経済発展や活性化の貢献に努めること。	②地域貢献、地元雇用について 地元事業者の活用や、委託業務等を通じて地元雇用を維持・拡大すること。
	(地元ガス公認工事店等の処遇)	要請事項 (地元ガス公認工事店等の処遇)	①市ガス公認工事店等の処遇について 市民及びお客様の利便性及び地域経済の発展という面から、市ガス公認工事店及び簡易内管施工登録店が引き続き事業を行えるよう、指定工事店等として認定すること。また、現市ガス事業の供給区域内での本支管工事等を市ガス公認工事店へ優先的に発注するように努めること。これまでの市ガス工事実績等を事業主体での実績と認め、講習等を実施し、常に技術向上のために誠意をもって対応すること。	①地元のガス関係企業等の処遇について お客様の利便性及び地域経済の発展という面から、市の入札参加資格のある市ガス本管工事業者を指定業者として認定するとともに、ガス供給施設工事公認業者、簡易内管施工登録店についても、指定工事店として認定し、優先的に発注するよう努めること。加えて、講習等を実施し、常に技術力向上のために誠意をもって対応すること。市ガスサービスショップについては、ガス消費機器等の販売に係るガス消費機器等の卸売を行うこと。加えて、お客様サービスの向上のため、連携を図るよう努めること。			①市ガス公認工事店等の処遇について 市民及びお客様の利便性並びに地域経済の発展という面から、市ガス公認工事店、特に小千谷管工事協同組合の組合員が引き続き事業を行えるよう、指定工事店等として認定できるよう努めること。また、現市ガス事業の供給区域内での本支管工事等を小千谷管工事協同組合の組合員等へ優先的に発注するように努めること。これまでの市ガス工事実績等を事業主体での実績と認め、講習等の実施にあたっては開催場所に配慮し、小千谷市内等で開催するなど受講しやすい環境を整え、常に技術向上のために誠意をもって対応すること。
	(検針業務等)	要請事項 (検針業務)		③市が委託している検針業務に従事している検針員について 現在、市が検針業務を委託している事業者において、業務に従事している検針員の希望に基づき、転籍やその他契約形態による雇用を継続するよう努力すること。			④市が委託している検針業務について 現在、市が検針業務を委託している検針員について、本人に希望がある場合は、引き続き業務に従事できるよう努めること。
(6) 本市との緊密な連携		基本条件	⑥上下水道事業及び下水道事業との連携 ・本事業譲渡後も市上下水道事業と適切な連携を図ること。 ・災害発生時においては、市上下水道事業と連携して復旧活動すること。	(6)市との連携等について ①市と連携して事業譲渡についての周知・広報に努め、市民への説明責任を果たすこと。 ②工事施工時等、譲渡後も市の上下水道事業と適切な連携を図ることとし、災害時には市の上下水道事業と連携して復旧活動を行うこと。 ③市上下水道事業用地に敷設しているガス設備については、市との協定等により適切に維持管理を行うこと。 ④本市ガス事業の歴史的資産であるガス燈について、市関係部局と連携し、知恵を出し合い、まちづくりの資産として存続・活用を図ること。 ⑤市と連携し、効率的かつ効果的な方法で確実に業務引継ぎを行うこと。 ⑥本事業譲渡後3年間を目途に、市に定期的に事業状況の報告を行うこと。	5-4.まちづくりに関する市との連携に係る要件 (1) 事業譲受会社は、SDGs推進等に向けた包括連携協定を市と締結すること。		⑥市の公共工事との連携 ・ガス管敷設工事等においては、本事業譲渡後も市の公共工事(上下水道事業、道路補修業務等)と適切な連携を図り、お互いの経費の削減に努めること。 ・災害発生時においては、市上下水道事業と連携して復旧活動すること。
		要請事項		⑥行政との連携について ガス管布設工事においては、道路管理者及び市上下水道事業と情報交換を行う等、平常時から行政と市民生活の安定のため、密接な連携、協力を図ること。			
(7) 市職員の派遣		基本条件			5-5.本市職員の派遣に関する要件 (1) 事業譲受会社は、円滑な事業承継に必要な期間、地方公務員派遣法に基づく職員の派遣を受け入れること。 (2) 派遣職員の処遇は、派遣職員が引き続き市の職員であった場合と比して、不利な取扱いとならないよう必要な措置を講ずること。		
	市の関与 (市職員の派遣)	市の関与 (市職員の派遣)	②市職員の派遣 事業主体への市職員の出向、派遣は行わない。ただし、本事業譲渡後の譲受者からの問合せ等については、市が本事業譲渡後1年間を目途に窓口を設け対応することとする。	②市職員の派遣 事業主体への市職員の出向、派遣は行いません。ただし、本事業譲渡後の問合せ等については、市企業局に窓口を設け対応します。	(1) 市は、円滑な事業承継に必要な期間、公益的法人等への一般職の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「地方公務員派遣法」という。)に基づき、職員派遣を行う。		①市担当職員の配置 事業主体への市職員の出向又は派遣は行わない。ただし、本事業譲渡後の譲受者からの問合せ等については、本事業譲渡後1年間を目途に市に担当者を配置し対応することとする。
(8) ガス事業職員の雇用について	(ガス事業職員の雇用)	要請事項 (ガス事業職員の雇用)	③ガス事業職員の雇用について 市ガス事業に従事する職員について、本人に転籍の希望があるときは、雇用について誠意をもって対応すること。	④ガス事業従事職員の雇用について 市ガス事業に従事する職員について、本人に転籍の希望があるときは、雇用について誠意をもって対応すること。			③ガス事業職員の雇用について 現在の市ガス事業に従事する市の職員について、本人に転籍の希望があるときは、雇用について誠意をもって対応すること。

		自治体名	新潟県見附市 募集要項(2018年9月)	福井県福井市 募集要項(2018年5月)	石川県金沢市 募集要項(2020年10月)	宮城県仙台市 募集要項(2021年3月)	新潟県小千谷市 募集要項(2023年9月)
(9) 事業譲渡における本市の関わり	(市の関与)	基本条件				6)事業譲受会社からの業務受託に関する事項 事業譲受会社は、本財団法人への業務委託期間満了時において、自社の社員により、本事業を実行できる体制を構築すること。 7)本市への報告について ア) 事業提案内容について、事業譲受会社が適正かつ確実に履行しているかを本市が確認するため、事業譲渡日以後 5 年間を経過する日の属する事業年度までの間、毎事業年度の末日から3ヶ月以内の日より、応募者等の事業提案内容及びその履行状況について事業譲受会社のホームページ上で公表するとともに、本市に対して報告をすること。 なお、事業提案内容及び各事業年度の履行状況に係る公表は、最終事業年度の末日から1年が経過する日まで継続するものとする。 イ) 事業提案内容が遵守されていないと本市が判断した場合、本市は応募者等又は事業譲受会社に対してヒアリングを行い、改善に向けた協議を行うとともに、書面での改善計画の提出を求める。	
		市の関与	①瑕疵担保責任 市は、市ガス事業を構成する資産について、本事業譲渡後の瑕疵担保責任は負わないものとする。 ③占用料について ガス供給施設及びガス導管に係る市道の占用料及び市有地の行政財産目的外使用料等は譲渡日から3年間、全額減免する。なお、国、県及び長岡市道等の占用料、河川、準用河川等の占用料については、それぞれの管理者の定める条例及び規則によるものとする。 ④瑞祥橋架替工事に伴う工事負担について 工事期間が2016年度から2023年度までの新潟県が施工する瑞祥橋架替工事に伴い、新潟県へ負担する瑞祥橋下部工事に係る費用負担と東日本電信電話(株)、市水道事業及び市ガス事業で共同施工する添架共同施設工事の費用負担について、ガス事業譲渡日を越えて当該工事が実施されることから市において当該工事に係る費用を負担することとし、譲受事業者へは、新潟県への負担と共同施設工事の負担は求めない。ただし、前記の費用以外については、維持管理を含め譲受事業者が承継する。	①市は、瑕疵担保責任を負いません。 ③市の出資 事業主体への市の出資は行いません。 ④その他 事業主体から要請があった場合は、既存のガス導管に係る市道の占用料及び既存の整圧器(ガバナ)等ガス工作物設置に係る公園等市有地の占用料等については、譲渡後5年間を上限に減免します。	4.事業承継手法及び特記事項 (2) 市は、柔軟な企業活動を阻害しない範囲で、本事業を承継して運営する会社（以下「事業譲受会社」という。）へ出資するとともに、経営状況の確認を行う。 (3) 市の出資比率は 3 %以上10%未満とし、市の出資額の上限は10億円とする。 (4) 市は、事業譲渡日から 5 年後を目処に、事業承継や経営安定化の状況等を確認し、上記(2)の継続の必要性を判断する。 (5) その他本事業譲渡の円滑な実施のために必要な措置等について、公募の過程で、応募者と市の間で協議を行うこととする。 (6) 市は、譲渡対象資産等に関して、一切の契約不適合責任は負わない。	(9)本市のリスク負担 本市は、本事業を現状有姿にて譲渡し、譲渡対象資産の瑕疵に起因又は関連して生じた損害について、一切の責任を負わない。 また、事業譲渡契約に定める本市の表明・保証事項が真実又は正確でなかったこと並びに事業譲渡契約に定める義務に本市が違反したことにより、事業譲受会社が損害を被った場合は、当該損害について、本市は、事業譲渡日から事業譲渡日が属する本市の会計年度の末日までの請求期間を設けて、総額10億円を上限に事業譲受会社へ補償するものとする。	②占用料等について ガス供給施設及びガス導管に係る市道の占用料及び市有地の行政財産目的外使用料等は、譲渡日から 3 年間全額減免し、その後は小千谷市道路占用料等徴収条例（昭和53年小千谷市条例第28号）第 3 条のとおり減免措置が適用されるものとする。なお、国道、県道等の占用料、河川、準用河川等の占用料については、それぞれの管理者の定める法令、条例等によるものとする。 ③土地の賃貸借 事業主体が別紙 2 以外の市有地についてガス事業の用に供する場合、市は、土地を賃貸し、又は使用許可を付与することがある。 ④埋設管路について 市は、民地内の埋設管路解消のため、譲渡後 5 年間ただし、この期間内に第三者へ事業が譲渡されないことを条件とする。）に工事完了が確認できた民地内の埋設管路の撤去について、その工事費を負担する。 なお、市道に残置されている埋設管路がある場合、原則として譲受者が撤去するが、撤去困難な場合や、掘削による周囲への影響が大きい場合等のやむを得ない事情がある場合は、道路構造の保全、交通の危機防止のための措置等を講じたうえで、残置を認める。また、残置物件について、市は占用料等を徴収しないが、占有者が台帳等により管理することとする。 ⑤市のリスク負担 市は、市ガス事業を構成する資産について、本事業譲渡後の契約不適合の責任を負わないものとする。
(10) お客様・市民等への広報		基本条件		(2)料金・お客様サービスについて ⑤ガスの安全性・利便性について、イベント等を通じ、広報・啓発に努めること。		3)サービス水準について 事業譲受会社は、本市ガス局が現在実施しているサービスを基本として、同程度以上のサービス水準を維持すること。 【本市ガス局が現在実施しているサービス例】 ・ホームページや広報誌「らしの炎」による広報 ・ガスフェアの開催	
(11) 権利の譲渡の制限		基本条件	⑦権利の譲渡の制限等 ・本事業譲渡後、3 年間は第三者への事業譲渡を行わないこと。また、事業主体として、新会社を設立する場合は、本事業譲渡後 3 年間は当該新会社の株式の譲渡を行わないこと。加えて、本事業譲渡後 3 年間は当該新会社の株主の構成を変更しないこと。ただし、やむを得ない事由があり、市と協議し、承諾を得た場合はこの限りでない。 ・市は、石油資源開発株式会社と平成27年4月1日付「天然ガス売買契約書」(平成32年3月31日までの有効期間(ただし、期間満了の6か月前までに当事者からの特段の意思がないときは、更に1年間延長するものとし、以後もこの例による。))及びこれに関係する覚書等を締結している。また、平成30年3月30日に、「天然ガス売買価格及び供給基準数量に関する覚書」(平成31年3月31日までの有効期間)を締結しており、以後も同様な締結を予定している。本事業譲渡に当たっては、石油資源開発株式会社の承諾を得て、これらの契約及び覚書等の当事者の地位を事業主体に承継することを予定している。	(7)権利の譲渡の制限 本事業譲渡後3年間は、第三者への事業譲渡は行わないこと。また、事業主体として新会社を設立する場合には、本事業譲渡後3年間は当該新会社の株式の譲渡を行わないこと。加えて、本事業譲渡後3年間は当該新会社の株主の構成を変更しないこと。ただし、やむを得ない事由があり、市と協議し、承諾を得た場合は、この限りでありません。	5-6.本市からの出資及び権利譲渡の制限等に関する要件 (1) 事業譲受会社は、事業譲渡後10年間、①第三者との合併、会社分割、事業譲渡、②株主構成等の重要な変更、③本事業譲渡により承継した事業用資産のうち重要なものの第三者への譲渡を行ってはならない。ただし、市と事業譲受会社が協議の上、市の承認を得た場合はこの限りではない。 (2) 4.(2)で定める市が経営状況を確認する期間中は、事業譲受会社は①市の議決権比率が3 %を下回る株式の発行その他の行為をしてはならず、また、②事業譲受会社の最大議決権保有者が、9-1.に定める代表企業であることを維持しなければならない。 (3) 事業譲受会社は、提案内容の遵守状況や譲渡契約内容が確実に履行されているかを市が確認できるよう、事業経営計画、会社法（平成17年法律第86号）第435条に基づき計算書類、年次報告書（アニュアルレポート）、クレーム対応状況の報告を行い、ホームページ等による自主的な情報開示を行うとともに、応募者が提案したその他の情報の開示等を実施すること。	8)権利の譲渡制限等に関する要件 事業譲渡日以後 5 年間は、以下の各行為を行わないこと。ただし、本民営化の趣旨に照らし、相当と認められる場合であって、本市と協議し、予め承諾を得た場合はこの限りではない。 なお、持株会社方式を採用した場合は、下記の事業譲受会社には、持株会社も含まれるものとする。 ア) 事業譲受会社の本社所在地の移転 イ) 事業譲受会社と第三者（事業譲受会社と同一のグループに属すると本市が判断した者を除く。以下本項において同じ。）との合併、株式交換、株式移転、会社分割及び事業譲渡その他これに類する組織再編ウ) 事業譲受会社の発行する株式の第三者への譲渡、担保設定その他一切の処分 エ) 事業譲受会社の株主構成の変更（筆頭株主の異動を伴う既存株主間の持株割合の変更を含む。 オ) 本事業譲渡により承継した事業用不動産（本市が重要と判断するもの）の第三者への譲渡その他一切の処分（ただし、担保設定を除く。	⑦権利の譲渡の制限等 ・本事業譲渡後、3 年間は第三者への事業譲渡を行わないこと。また、事業主体として新会社を設立する場合は、本事業譲渡後 3 年間は当該新会社の株式の譲渡を行わないこと。加えて、本事業譲渡後 3 年間は当該新会社の株主の構成を変更しないこと。ただし、やむを得ない事由があり、市と協議し、承諾を得た場合はこの限りでない。 ・市は、石油資源開発株式会社と「ガスの燃焼速度に関する覚書」（平成 6 年（1994 年） 9 月 9 日付、「供給ガスの熱量調整に関する覚書」（平成16年（2004 年） 7 月12日付）、「天然ガス売買契約書」（平成27年2015年） 4 月 1 日付、「天然ガスの品位測定及び計量方法に関する協定書」（平成27年（2015年） 4 月 1 日付）、「天然ガス売買価格の改定に関する基本合意書」2021年 3 月31日付を締結している。本事業譲渡に当たっては、小千谷市及び石油資源開発株式会社の合意によりこれらの契約、覚書及び附帯する一切の契約の当事者の地位を事業主体に承継する取決めを締結することを予定している。
(以下 (1) ～ (10) に該当しないもの)		基本条件	④維持管理に関する事項 ・ガス供給施設等について、短期、中長期の維持管理や更新の計画を立案し、将来にわたって適切にガス設備を維持・更新すること。また、民地内埋設管の解消についても適切な移設について立案実施すること。 ・経年管については、国の指導に基づき、対策を行うこと。			①基本条件 9)既存契約等について 事業譲渡日以降も履行期間が残る、本事業に関する既存の契約・覚書等については、原則として、当該契約等に係る当事者の地位を事業譲受会社が引き継ぐこと。	(1)基本事項 ④維持管理に関する事項 ・ガス供給施設等について、短期、中長期の維持管理や更新の計画を立案し、将来にわたって適切にガス設備を維持・更新すること。 ・維持管理や更新計画の立案にあたっては、現行の市の計画を下回らないレベルとすること。 ・経年管については、国の指導に基づき、対策を行うこと。

	自治体名	新潟県見附市 募集要項(2018年9月)	福井県福井市 募集要項(2018年5月)	石川県金沢市 募集要項(2020年10月)	宮城県仙台市 募集要項(2021年3月)	新潟県小千谷市 募集要項(2023年9月)
要請事項	要請事項	⑤景観への配慮 譲渡資産を含んだ自らの事業活動における建築物及び工 作物等において、地域の特性に配慮した良好な景観の形成 を図ることや、見附市サイン統一方針を尊重し市及び地域と 相互に連携協力し、自主的かつ継続的に、景観まちづくりの 推進に努めること。	⑦簡易ガス事業について 市簡易ガス事業の用に供する資産のうち別紙 1 に記載 する資産を譲受し、簡易ガス事業を承継すること。なお、 譲渡しない資産の更新費用は、市が負担します。 ⑧ガス導管耐震化計画について 福井市第七次総合計画において計画されている平成 33年度までのガス導管耐震化計画を継承すること。平成 34年度以降のガス導管耐震化計画については、市の計 画を参考に新たに計画を立案し、実施すること ⑨ダブル発電売電促進助成金制度について 市が実施している「ダブル発電売電促進助成金制度」に 関して、現在の認定者については、助成期間内において、 同様の措置を講じること。 ⑩都市ガス用警報器の貸出しについて 本事業譲渡に当たっては、現在、市と都市ガス警報器 リース契約を締結する契約者の承諾を得て、当該契約に 係る当事者の地位を事業主体に継承することを予定して います。 ⑪エコウィル保守契約について 市は、エコウィルを利用するお客様を対象として、エコウィ ル保守契約を締結しています。本事業譲渡に当たっては、 現在の契約者の承諾を得て、当該契約に係る当事者の 地位を事業主体に承継することを予定しています。 ⑫エネファームの保守業務について 市は、市が販売するエネファームについて、当該機器の保 証に含まれる保守業務の一部の実施に関して、当該機器 の保証責任者と保守協定書等を締結しています。本事業 譲渡に当たっては、当該保証責任者の承諾を得て、当該 協定等に係る当事者の地位を事業主体に承継することを 予定しています。 ⑬特定の高圧ガス及び緊急ガス遮断装置の保守点 検、操作取扱い及び維持管理等について 市は、特定の高圧ガス及び緊急ガス遮断装置を設置 するお客様と保守点検、操作・維持管理等について覚書 を締結しています。本事業譲渡に当たっては、当該契約 者の承諾を得て、当該覚書に係る当事者の地位を事業 主体に承継することを予定しています。なお、上記要請事 項に係る市の認定、計画、契約、覚書等の内容の詳細に ついては、別途市が開示する市ガス事業に関連する資料 を参照のこと。			